

特定生産緑地(町田市)の指定

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の2第1項の規定に基づき指定した特定生産緑地を同条第4項の規定に基づき、次のように公示する。

番号	地区 番号	位 置	特定生産緑地の面積	指定期限日 (指定の効力が消滅する日)	図郭 番号
1	619	町田市野津田町字丸山地内	約870m ²	2035年11月10日	1
2	891	町田市南大谷四丁目地内	約1,360m ²	2036年9月25日	2
3	981	町田市成瀬台一丁目地内	約570m ²	2036年9月25日	3
4	1158	町田市小川四丁目地内	約1,510m ²	2035年11月10日	4
5	1169	町田市南つくし野一丁目地内	約690m ²	2035年11月10日	4
6	1192	町田市つくし野三丁目地内	約570m ²	2035年11月10日	5

「区域は指定図表示のとおり」